

三沢市議会基本条例検証結果表

三沢市議会議長 堀 光 雄 殿

(チェック対象期間) 令和 4 年 3 月 18 日 ~ 令和 6 年 3 月 17 日

(記入年月日) 令和 5 年 12 月 14 日

(記入者) 議会改革推進会議 委員長 田 嶋 孝 安

三沢市議会基本条例	評価
第1条 目的	
<p>1 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制のもと、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	
第2条 最高規範性	
<p>1 議会は、この条例を議会における最高規範と位置づけ、議会に関する他の条例、規則、規程等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るよう最大限考慮しなければならない。</p>	

第3条 議会の活動原則

1 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に対する情報提供及び情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めること。

(確認すべきポイント)

- ・情報を公開し、市民と情報を共有することが市民主体の自治の基本であるということが議会の共通認識となっているか？
- ・仕組みや制度があるか、幅広く情報を公開しているか、また情報を発信する媒体を工夫しているか？
- ・結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、更なる媒体等による情報発信を実施し、多くの市民が閲覧している。

B

議会の活動状況を様々なメディア（マックテレビ、議会広報誌、HP、SNS等）で公開し、市民が概ね閲覧している。

C

議会の活動状況を様々なメディア（マックテレビ、議会広報誌、HP、SNS等）で公開しているが、まだ不十分である。

—

評価対象外

文章評価

・MCTVや広報誌は市民に広く閲覧されている。HPアクセス数やSNSのフォロワー数を増やす工夫が必要。

(2) 市長等により適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するとともに、政策立案及び政策提言の強化に努めること。

(確認すべきポイント)

- ・政策立案や議案審査に日頃の調査研究活動を活用できているか？
- ・執行機関とは異なる議会ならではの視点を大切にしているか？
- ・議会活動を通じ、政策立案や執行機関に対する監視機能が発揮できているか？

A

Bに加え、政策立案又は政策提言を実施した。

B

Cに加え、政策立案又は政策提言に向けて合意形成を図るため、委員間又は議員間で討議を実施した。

C

本会議や各委員会での審議や所管事務調査等において、市政運営が適正に行われているかを監視し、その成果等について評価を実施した。

—

評価対象外

文章評価

・市政運営の監視はできているが、政策立案又は政策提言までに至っていない。

<p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるとともに、市民にわかりやすい議会運営に努めること。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との対話が十分に行われているか？ ・市民の意見を議会活動に反映させる仕組みがあるか？ ・市民の意見をもとにした具体的な成果があるか？ 	A	Bの協議により、政策立案や政策提言により市民の意見を市政に反映させた。
	B	Cに加え、把握した意見を市政に反映させるため委員会等で協議を実施している。
	Ⓒ	市民意見を把握するために、意見交換会やアンケート調査等を実施した。
	—	評価対象外
	文章評価	・意見交換会を実施した。
<p>(4) 議決責任を深く認識し、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明責任を果たすことが市民主体の自治の基本であると議会全体で認識できているか？ ・説明責任を果たすための機会を設けているか？ ・説明責任を果たすための方法を工夫しているか？ ・市民との関係は良好か？ 	A	Bに加え、更なる説明責任の場を探求している。
	B	Cに加え、議会報告会を実施し、市民の理解を得た。
	Ⓒ	議決責任を深く認識しており、各種メディア（議会広報誌、HP等）で公表している。
	—	評価対象外
	文章評価	

第4条 議員の活動原則

1 議員は、前条の規定を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじ、また推進を図ること。

(確認すべきポイント)

- ・自由討議の意義が議会内で十分に認識されているか？
- ・議員同士が自由に討議を行うための仕組みがあるか？
- ・効果的な運用が行われているか
- ・結果として、論点化や合意形成が実現しているか？

A

議員間議論が日常的に実施され、合意形成ができています。

B

議員間で議論を行っているが、ある程度合意形成ができています。

C

議員間の議論の実施要領等を模索しています。

—

評価対象外

文章評価

・自由討議を実施した委員会がある。

(2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上のため活動すること。

(確認すべきポイント)

- ・一部の団体、地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上のために活動するという議員の使命が認識されているか？
- ・多様な属性の市民との対話が十分に行われているか？
- ・多様な属性の市民の意見を議会活動に反映させる仕組みがあるか？
- ・多様な属性の市民の意見をもとにした具体的な成果があるか？

A

多様な属性の市民との対話によって得られた情報が、議会活動に反映される仕組みがあり、議会全体で活用している。

B

市民との対話を通じた情報収集に取り組んでいるが、議会全体ではまだ活用されていない。

C

市民との対話は十分でなく、そのあり方を模索している。

—

評価対象外

文章評価

	<p>(3) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽により、市民の代表者として、ふさわしい活動をする事。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の代表者としてふさわしい活動をするため、市民からの情報収集や自己研鑽が重要であることを認識しているか？ ・各種の制度や活動の目的や趣旨が十分に理解されているか？ ・先進議会等の取り組みに対する情報収集を行っているか？ ・必要な会議体の設置など、必要な活動基盤が整備できているか？ 	A	過去の事例やしがらみに捕らわれず、理想的な姿の実現に向けて、望ましい体制や活動のあり方が模索されている。
		<input checked="" type="radio"/> B	先進事例等も踏まえ、課題に応じたより良い体制や活動に取り組んでいる。
		C	課題に応じた体制づくりや活動整備を模索している。
		—	評価対象外
		文章評価	

第5条 会派		
1 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。		
2 会派は、政策を中心とした同一の政治理念を有する2名以上の議員で構成しなければならない。		
3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言等について、必要に応じ会派間で調整を行い議会での合意形成に努め、円滑な議会運営を図るものとする。 (確認すべきポイント) ・円滑な議会運営、政策立案及び政策提言等に対する、会派間での調整の重要性が議会内で十分に理解されているか？ ・円滑な議会運営について、会派間調整に努めているか？ ・政策立案及び政策提言等について、会派間調整に努めているか？	A	Bにより合意形成した成果により、議会運営、政策立案及び政策提言等を実施した。
	<input checked="" type="radio"/> B	Cに加え、会派間調整を実施し、議会での合意形成に努めた。
	C	議会運営、政策立案及び政策提言等について、各派交渉会等で会派間調整を実施した。
	—	評価対象外
	文章評価	

第6条 議員連盟

1 議員は、特定の政策や課題について調査及び研究を行うため、賛同し共同して調査及び研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

2 議員連盟の調査及び研究は、特定の政策や課題に関する議員間の共通認識が深められるよう努めるとともに、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するよう努めるものとする。

(確認すべきポイント)

- ・ 議員連盟結成の目的や趣旨が議会内で十分に認識されているか？
- ・ 議員連盟を結成して活動するための制度や仕組みが用意されているか、また議員連盟を結成して調査研究等が行われた実績があるか？
- ・ 議員連盟を結成して活動した結果、いろいろな価値観や考え方が議会活動に反映されているか？

A

Bにより合意形成した成果により、政策立案及び政策提言等を実施した。

B

Cに加え、特定の政策や課題について調査及び研究した成果を議会での合意形成に役立てている。

C

議員連盟を結成し、特定の政策や課題について調査及び研究を実施している。

⊖

評価対象外

文章評価

・ 議員連盟を結成していない。

第7条 議長及び副議長		
1 議長は、議会を代表する立場として、公平で中立な立場で活動を行うものとする。	Ⓐ	議長は、公平な立場で活動しており、その職責を十分に発揮した。
	B	議長は、公平な立場で活動を実施している。
	C	議長は、公平な立場で活動を実施しているとは言えない。
	—	評価対象外
	文章評価	
2 副議長は、前項に規定する議長と同じ立場で、議長を補佐し活動を行うものとする。	A	副議長は、公平な立場で議長を積極的に補佐しており、その職責を十分に発揮した。
	Ⓑ	副議長は、公平な立場で議長の補佐を実施している。
	C	副議長は、議長の補佐を実施しているとは言えない。
	—	評価対象外
	文章評価	
3 議会は、議長及び副議長の選出にあたって、所信を表明する機会を設けるものとする。 (確認すべきポイント) ・議長、副議長の立場や役割が議会内で十分に理解されているか？ ・議長、副議長が、役割を果たしていくための仕組み、申し合わせ等が用意されているか？ ・議長、副議長のリーダーシップが、議会活動に生かされ、成果が出ているか？	Ⓐ	立候補予定者の全員が所信表明を実施し、正副議長の選出過程の透明化を図り、市民に分かりやすく開かれた議会運営ができた。
	B	立候補予定者の全員が所信表明を実施した。
	C	立候補予定者の一部の者が所信表明を実施し、正副議長の選出過程の透明化を図り、市民に分かりやすく開かれた議会運営が一部実施できた。
	—	評価対象外
	文章評価	

第8条 市民参加の促進

<p>1 議会は、地方自治法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公聴会制度及び参考人制度が議会内で十分に認識されているか? ・公聴会制度及び参考人制度が効果的に活用されるための仕組みや制度が用意されているか? また、実際に活用されているか? ・公聴会制度及び参考人制度が活発に活用され、その成果が議会活動に反映されているか? 	A	Bに加え、活発な議論を実施し、審議が充実した。
	B	公聴会及び参考人を活用した委員会等を開催した。
	Ⓒ	公聴会及び参考人を活用した委員会等を活用する事案がなかった。
	—	評価対象外
	文章評価	
<p>2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審査等に当たって、提出者が希望する場合又は議会が必要と認める場合は、提出者が意見を述べる機会を設けるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けることが議会内で十分認識されているか? ・請願及び陳情の提出者が意見を述べる機会を設けるための仕組みや制度が用意されているか?また、実際に活用されているか? ・請願及び陳情の内容が、政策提案として議会活動に反映されているか? 	A	Bに加え、活発な議論を実施し、審議が充実した。
	Ⓑ	請願及び陳情に関する案件があり、提出者の意見を述べる機会を設けた。
	C	請願及び陳情に関する案件がなかった。
	—	評価対象外
	文章評価	・請願案件があり、提出者が意見を述べた後に審議を行った。

第9条 情報公開と広報広聴活動の充実

1 議会は、開かれた議会運営に資するため、次に掲げる会議等を原則として公開するものとする。

- (1) 定例会又は臨時会の本会議
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
- (3) 三沢市議会会議規則第159条に規定する協議又は調整を行うための場及び決定により設けられる協議等の場
- (4) 各派交渉会

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持ってもらうよう多様な手段を活用して広報及び広聴活動に積極的に努めるものとする。

(確認すべきポイント)

- ・会議が原則公開であることと多様な手段を活用して情報公開及び広報広聴活動に積極的に努め市民と情報を共有することが市民主体の自治の基本であるということが議会の共通認識となっているか？
- ・会議公開、情報公開又は広報広聴活動のための仕組みや制度があるか、また多様な手段の活用に努めているか？
- ・結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、更なる公開の手段を探求している。

B

Cに加え、各種メディア等による公開を実施している。

C

市議会で実施する会議等を全て公開している。

—

評価対象外

文章評価

第10条 市民との連携

1 議会は、市民又は市民団体等と議員が自由に情報や意見を交換し議会活動へ反映させるため、意見交換会を年1回以上開催するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により開催が困難であると認められる場合は、この限りでない。

(確認すべきポイント)

- ・市民又は市民団体等と議員が自由に情報や意見を交換し議会活動に反映することが市民との連携の基本であるということが議会の共通認識となっているか？
- ・意見交換のための仕組みや制度があるか？
- ・意見交換の結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、意見交換会での市民意見を政策提言に活かしている。

B

市民又は市民団体等との意見交換会を実施している。

C

市民又は市民団体等との意見交換会を実施していない。

—

評価対象外

文章評価

2 議会は、広く市民に対し議会の活動状況を報告するため、必要に応じ、議会報告会を開催することができる。

(確認すべきポイント)

- ・議会報告会を開催することが市民との連携の基本であるということが議会の共通認識となっているか？
- ・議会報告会を開催するための仕組みや制度があるか、また実施されているか？
- ・議会報告会開催の結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、更なる説明機会を探求している。

B

議会報告会を開催し、市民の理解を深めた。

C

議会報告会を開催していない。

—

評価対象外

文章評価

第11条 政策討論会

1 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対し、共通認識及び合意形成を図り政策立案及び政策提言を推進するため、必要に応じ、市民を対象とした政策討論会を開催するものとする。

(確認すべきポイント)

- ・ 市政に関する重要な政策又は課題に対し、政策討論会を開催して政策立案及び政策提言を推進することができることが議会の共通認識となっているか？
- ・ 政策討論会を開催するための仕組みや制度があるか、また実施されているか？
- ・ 政策討論会開催の結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bにより合意形成した成果により、政策立案及び政策提言等を実施した。

B

Cの政策討論会により、議会の合意形成が図られた。

C

市政に関する重要な政策又は課題について政策討論会を開催した。

—

評価対象外

文章評価

・ 政策討論会は行っていない。

第12条 市長等との関係の基本原則

1 市民の直接選挙により選ばれた議員により構成される議会と市長は、二元代表制の実現に向け、互いに対等な立場で緊張関係を維持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じ、市政の発展に取り組むものとする。

(確認すべきポイント)

- ・二元代表制の実現に向け、互いに対等な立場で緊張関係を維持しつつ市長等の監視及び評価を行うとともに、政策提言等を行っていくことが市政の発展に寄与することが議会の共通認識となっているか？
- ・市長等との緊張関係を維持していくための仕組みや制度が用意されているか？
- ・緊張関係を維持していくための仕組みや制度の成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、政策立案及び政策提言等を実施した。

B

評価した議案について政策立案及び政策提言等を検討した。

Ⓒ

決算特別委員会等において市長等の事務の執行の監視及び評価を実施した。

—

評価対象外

文章評価

・政策立案及び政策提言等の検討には至っていない。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めることができる。

(確認すべきポイント)

- ・市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めることが緊張関係を維持し、市政の発展に寄与することが議会の共通認識となっているか？
- ・市政に関する情報提供を求めるための仕組みや制度が用意されているか？実際に情報提供を求めているか？
- ・情報提供を求めた結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求め、十分な情報提供があった。

Ⓒ

市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求め、ある程度の情報提供があった。

C

市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めたが、十分な情報提供には至っていない。

—

評価対象外

文章評価

・本会議や委員会等で議員が要求する情報は概ね提供されている。
・情報提供を求めている。

第13条 重要政策等の説明

1 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会の議決責任を担保するために、必要があると認めるときは、市長等に対して資料及び説明を求めることができる。

(確認すべきポイント)

- ・市長等が提案する重要な政策等について、必要があると認めるときは、市長等に対して資料及び説明を求めることができることが議会の共通認識となっているか？
- ・重要政策に関する資料や説明を要求するための仕組みや制度が用意されているか？実際に説明等を求めているか？
- ・重要政策に関する資料や説明を要求した結果や成果が出ているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、議員案を提出した。

B

Cに加え、意見が反映される活動を実施している。

C

市長等が提案する重要な政策等について説明があった。

—

評価対象外

文章評価

・重要政策については、説明会は会派への説明などで議員が意見を述べる機会がある。

2 議会は、前項の規定により求めた資料及び説明に基づき、具体的な論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点を踏まえた審議に努めるものとする。

(確認すべきポイント)

- ・重要な政策等に関する資料及び説明に基づき、具体的な論点整理をすることが執行後の政策評価に連動することが議会の共通認識となっているか？
- ・具体的な論点又は争点を明らかにするための仕組みや制度が用意されているか？実際に論点整理をしているか？
- ・具体的な論点又は争点を明らかにした結果、執行後の政策評価に連動しているか、市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、事業等の見直し等を提言した。

B

Cに加え、事業等の見直し等を検討している。

C

重要な政策等について事業評価を実施した。

—

評価対象外

文章評価

・委員会等で調査及び評価を行っている。

第14条 議決事件の追加		
<p>1 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議決すべき事件を定めることについて、積極的に検討するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決事件の追加が議事機関としての機能強化を内外に表明し、議会及び議員も公平に責任を分担するということが議会の共通認識となっているか? ・議決事件の追加に関する仕組みや制度が用意されているか? 議決事件の追加が行われているか? ・議決事件の追加による成果が出ているか? 市民との信頼関係は良好か? 	A	Bに加え、追加案件を提出した。
	B	議決すべき事件について検討している。
	C	議決すべき事件について検討していない。
	—	評価対象外
	文章評価	
第15条 一問一答による質疑応答		
<p>1 議会は、議会の一般質問及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における質疑（以下「質問等」という。）において、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式による質疑応答を行うことができる。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができることが議会の共通認識となっているか? ・一問一答方式に関する仕組みや制度が用意されているか? 一問一答方式は行われているか? ・一問一答方式による成果が出ているか? 市民との信頼関係は良好か? 	A	Bに加え、より充実した一問一答方式による質疑応答について提案した。
	B	一問一答方式による質疑応答によって、論点及び争点が明確となった議論が行われている。
	C	議会の一般質問及び委員会において、一問一答方式による質疑応答を実施している。
	—	評価対象外
	文章評価	

第16条 反問権		
<p>1 市長等は、質問等に対して、論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、質問等の趣旨を確認するため、反問することができる。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長等が質問等に対して、論点及び争点を明確にするため反問できることが議会の共通認識となっているか？ ・反問することができるための仕組みや制度が用意され、市長等に周知されているか？実際に市長等が反問することがあるか？ ・反問することによる成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	反問権は市長等にあり、議会として評価対象外
	B	
	C	
	—	評価対象外
	文章評価	
第17条 自由論議による合意形成		
<p>1 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議決権の行使並びに政策立案及び政策提言を行う場合には、議員相互の自由論議を中心に討議を行い、少数意見も尊重しながら、議会としての合意形成に努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の役割を十分に果たすために議員による討議が重要であること、自由討議が合意を形成する可能性を増大させることが議会の共通認識となっているか？ ・自由討議を行うための仕組みや制度が用意されているか？実際に自由討議が行われているか？ ・自由討議による成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	議員間議論が日常的に実施され、合意形成ができています。
	B	議員相互の自由論議を実施している。
	C	議員相互の自由論議を実施していない。
	—	評価対象外
	文章評価	・政策立案及び政策提言に対しての議員相互の自由論議は実施していない。

第18条 委員会の活動

1 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会の議決責任を担保するために、必要があると認めるときは、市長等に対して資料及び説明を求めることができる。

(確認すべきポイント)

- ・重要な政策等について議会の議決責任を担保するために必要があると認めるときは、委員会を開催し資料及び説明を求めることができることが議会の共通認識となっているか？
- ・資料及び説明を求めるための仕組みや制度が用意されているか？実際に資料や説明を求めているか？
- ・資料や説明を求めた成果が出ているか？市民に公開されているか？市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、議員案を提出した。

B

Cに加え、意見が反映される活動を実施している。

C

市長等が提案する重要な政策等について説明があった。

—

評価対象外

文章評価

・市長等が提案する重要政策を調査した委員会もあり、議員意見の反映も要望している。

2 議会は、前項の規定により求めた資料及び説明に基づき、具体的な論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点を踏まえた審議に努めるものとする。

(確認すべきポイント)

- ・求めた資料及び説明の内容を公開し、必要に応じて自由討議による合意形成に努めるなど具体的な論点又は争点を明らかにすることが市民との信頼関係をより強くすることが議会の共通認識となっているか？
- ・具体的な論点又は争点を明らかにするための仕組みや制度が用意されているか？執行後の政策評価の仕組みや制度が用意されているか？
- ・これら委員会の活動の成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？

A

Bに加え、事業等の見直し等を提案した。

B

重要な政策等について事業評価を実施した。

C

重要な政策等について事業評価を実施していない。

—

評価対象外

文章評価

・移住・定住促進対策特別委員会において重要政策への提言書提出を検討している。

第19条 政策検討会		
<p>1 議会は、第11条の規定に基づく政策討論会を開催した場合、政策立案及び政策提言を推進するため、政策検討会を開催するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11条の政策討論会の意義、本条の政策検討会の意義を理解し、政策立案や政策提言に結び付けていくことが議会の共通認識となっているか？ ・政策検討会を行うための仕組みや制度が用意されているか？実際に政策検討会が行われているか？ ・政策検討会を実施した結果その成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	Bにより合意形成した成果により、政策立案及び政策提言等を実施した。
	B	Cに加え、政策立案及び政策提言の成果を議会での合意形成に努めた。
	C	市政に関する重要な政策又は課題について政策検討会を開催した。
	⊖	評価対象外
	文章評価	・政策検討会を開催していない。
第20条 全員協議会		
<p>1 議長は、議案の審査、議会の運営及び市政における課題等に関し、協議又は調整を行うため、法第100条第12項の規定に基づく協議等の場として、全員協議会を設置するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案の審査、議会の運営及び市政における課題等に関し、協議又は調整を行うために設置する全員協議会の意義が議会の共通認識となっているか？ ・全員協議会を行うための仕組みや制度が用意されているか？実際に全員協議会が行われているか？ ・全員協議会が有効に機能しているか？ 	A	Bに加え、議会の運営及び市政における課題等について提案した。
	B	Cに加え、必要に応じ意見が反映される活動を実施している。
	C	全員協議会を開催し、議員の意思統一が図られた。
	⊖	評価対象外
	文章評価	・全員協議会を開催していない。

第21条 政務活動費

1 会派及び議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。

(確認すべきポイント)

- ・政務活動費が政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るために支給されるものであることが議会の共通認識となっているか？
- ・政務活動費を活用するための仕組みや制度が用意されているか？実際に活用されているか？
- ・政務活動費を活用した結果、その成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？

A

B

C

—

文章評価

政務活動費が支給されていないため評価対象外

評価対象外

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、使途の透明性を確保しなければならない。

(確認すべきポイント)

- ・政務活動費の執行に関し、透明性を確保しなければならないことが議会の共通認識となっているか？
- ・適正に執行するための仕組みや制度が用意されているか？透明性を確保するための仕組みや制度が用意されているか？
- ・それらの仕組みや制度によって政務活動費が執行された結果、使途の透明性が確保されているか？市民との信頼関係は良好か？

A

B

C

—

文章評価

政務活動費が支給されていないため評価対象外

評価対象外

第22条 ICTの活用		
<p>1 議会は、ICTを積極的に活用するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用による情報機能の共有が議会に有効であることが議会の共通認識となっているか？ ・ICTを積極的に活用するための仕組みや制度が用意されているか？実際に活用されているか？ ・ICTが活用された結果、議会活動に着実な成果が現われているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	Bに加え、活用について探求されている。
	<input checked="" type="radio"/> B	Cに加え、議員及び事務局間での情報共有ができています。
	C	本会議、委員会及び視察等において活用されている。
	—	評価対象外
	文章評価	・専用タブレットにより、議員及び事務局間での情報共有ができています。
第23条 調査機関の設置		
<p>1 議会は、議案の審査及び市長等の事務等に関して調査の必要があると認めるときは、議決により、法第100条の2の規定に基づき、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは、議決により、法第100条の2の規定に基づき、学識経験者等で構成する調査機関を設置できることが議会の共通認識となっているか？ ・調査機関を設置するための仕組みや制度が用意されているか？実際に設置されているか？ ・調査機関が設置された結果、議会活動に着実な成果が現われているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	Bに加え、市長に対し提言した。
	B	Cに加え、調査結果について提言を検討している。
	C	調査機関を設置し、議案の審査及び市長等の事務等に関して調査した。
	<input type="radio"/> —	評価対象外
	文章評価	・調査機関を設置していない。 ・調査が必要と思われる事例はなかった。

第24条 議会アドバイザーの設置

<p>1 議会は、議会改革等の推進を目的として、必要に応じて議会アドバイザーを置くことができる。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会アドバイザーを置くことが議会改革等の推進を目的としていることが議会の共通認識となっているか？ ・議会アドバイザーを置くための仕組みや制度が用意されているか？実際に運用されているか？ ・議会アドバイザーを置いた結果、議会改革に着実な成果が現われているか？ 	A	Bに加え、更なる議会改革を目指す努力を継続している。
	B	Cに加え、議会アドバイザーから必要な助言を得ている。
	C	議会アドバイザーを委嘱している。
	—	評価対象外
	文章評価	・アドバイザーを講師とした研修会などを実施した。
<p>2 議会アドバイザーは、議会全般に対し、専門的な知識及び経験等を踏まえて、助言、提言及び指導等を行うものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会アドバイザーは議会全般に対して助言、提言及び指導を行うということが議会の共通認識になっているか？ ・議会アドバイザーが助言、提言及び指導を行うための仕組みや制度が用意されているか？実際に運用されているか？ ・議会アドバイザーの助言、提言及び指導の結果、議会全般に着実な成果が現われているか？ 	A	議会アドバイザーのことであり、議会として評価対象外
	B	
	C	
	—	評価対象外
	文章評価	
<p>3 議会は、議会アドバイザーに対し、前2項の目的を達成するため必要な情報及び資料を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会アドバイザーに対し、前2項の目的を達成するため必要な情報及び資料の提供に努めなければならないことが議会の共通認識になっているか？ ・必要な情報及び資料を提供するための仕組みや制度が用意されているか？実際に提供されているか？ ・議会アドバイザーに情報や資料の提供に努めた結果、議会アドバイザーを設置した成果が現われているか？ 	A	Bに加え、更なる議会改革を目指す努力を継続している。
	B	議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供している。
	C	議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供していない。
	—	評価対象外
	文章評価	・相互の意見交換などを行った。

第25条 議員研修の充実強化		
<p>1 議会は、議員の政策立案及び政策提言等に係る能力の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員として備えるべき能力要件が明らかになっているか？その内容が議会の共通認識になっているか？ ・ 継続的に能力開発を行うための議会としての仕組みはあるか？研修の充実に努めているか？ ・ 研修の充実に努めた結果、議員の政策立案及び政策提言等に係る能力の向上に成果が現われているか？ 	A	Bに加え、議員の政策立案及び政策提言等を実施した。
	B	Cに加え、議員の政策立案及び政策提言等について検討している。
	○C	各種研修会に参加している。
	—	評価対象外
	文章評価	
<p>2 議会は、初当選議員に対し、この条例のほか議会の基本事項等について、研修会を開催するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初当選議員として備えるべき基本事項等が明らかになっているか？その内容が議会の共通認識になっているか？ ・ 初当選議員の研修会を行うための議会としての仕組みはあるか？初当選議員向けの研修が行われているか？ ・ 初当選議員向けの研修が行われた結果、この条例のほか議会の基本事項等について成果が現われているか？ 	A	Bに加え、各種研修会に参加している。
	B	Cに加え、議員自身が自己研鑽している。
	○C	三沢市議会議員研修実施要綱に基づき実施している。
	—	評価対象外
	文章評価	
第26条 議会図書室の充実及び適正な管理運営		
<p>1 議会は、議員が調査及び研究等を十分に行うことができるよう、議会図書室の充実強化及び適正な管理を図らなければならない。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の調査及び研究等を十分に行うためには内部資源である議会図書室の充実強化が重要であるということが議会の共通認識になっているか？ ・ 議会図書室が充実強化されているか？議会図書室が活用できているか？ ・ 議会図書室の活用が政策調査機能の発揮に資するものとなっているか？ 	A	Bに加え、議員のみならず、市民や職員が活用している。
	B	Cに加え、調査及び研究等の議会図書の充実を図っている。
	○C	議会図書室の充実強化及び適正な管理が図られている。
	—	評価対象外
	文章評価	

第27条 議会事務局の体制整備		
<p>1 議会は、議会機能の充実並びに議員の政策立案及び政策提言等に係る能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局の職員として備えるべき能力要件が明らかになっているか？その内容が議会の共通認識になっているか？ ・ 議会事務局の職員が継続的に能力開発を行うための議会としての仕組みはあるか？調査機能及び法務機能の強化に努めているか？組織体制の整備に努めているか？ ・ 議会事務局の体制整備に努めた結果、議会機能の向上に成果が現われているか？ 	A	議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備が十分図られている。
	ⓑ	議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備がある程度図られている。
	C	議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備が不十分である。
	—	評価対象外
	文章評価	・ 議会事務局職員向けの研修会への参加、職員数の増強などの検討が必要。
第28条 議会費の確保		
<p>1 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算措置を講ずるよう市長に求めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事機関としての機能を確保するためには、必要な予算措置が不可欠であることが議会の共通認識になっているか？ ・ 議事機関として適正な予算措置を講ずるための議会としての仕組みや制度はあるか？必要な予算措置が講じられているか？ ・ 必要な予算措置によって議事機関としての機能の向上に成果が現われているか？ 	A	議員活動のための議会費の予算措置は十分に確保されている。
	ⓑ	議員活動のための議会費の予算措置はある程度確保されている。
	C	議員活動のための議会費の予算措置は不十分である。
	—	評価対象外
	文章評価	・ 政務活動費の検討。

第29条 議員の政治倫理		
<p>1 議員は、市民の代表者であることを自覚し、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の要請に応じた政治倫理や議員に求められる責任が行動指針として明示されているか？その内容が議会の共通認識になっているか？ ・ 社会の要請に応えるための仕組みや制度が用意されているか？ ・ 法令等の遵守、社会の要請に応えるための取り組みが議会として行われているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	Bに加え、各議員が常に市民の代表者として自覚し行動している。
	B	三沢市議会政治倫理規程が遵守されている。
	C	三沢市議会政治倫理規程が遵守されていない。
	—	評価対象外
	文章評価	
第30条 議員定数		
<p>1 議員定数については、三沢市議会議員定数条例で定める。</p> <p>2 議員定数の改定に当たっては、人口、社会情勢、将来の展望等を十分に考慮するとともに、市民からの意見等を参考に検討するよう努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数については、社会情勢や将来展望、市民からの意見等も踏まえ、常に検討することが必要であることが議会の共通認識になっているか？ ・ 議員定数を定期的に検討するための仕組みや制度が用意されているか？定期的に議員定数を検討しているか？ ・ 議員定数を検討した成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	人口、社会情勢、将来の展望等を考慮し、見直しを実施した。
	B	人口、社会情勢、将来の展望等を考慮し、必要に応じ検討している。
	C	現状維持
	—	評価対象外
	文章評価	

第31条 議員報酬		
<p>1 議員報酬については、三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の改定に当たっては、人口、社会情勢、将来の展望等を十分に考慮するとともに、市民からの意見等を参考に検討するよう努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等については、社会情勢や将来展望、市民からの意見等も踏まえ、常に検討することが必要であることが議会の共通認識になっているか？ ・議員報酬等を定期的に検討するための仕組みや制度が用意されているか？定期的に議員報酬等を検討しているか？ ・議員報酬等を検討した成果が出ているか？市民との信頼関係は良好か？ 	A	人口、社会情勢、将来の展望等を考慮し、見直しを実施した。
	B	人口、社会情勢、将来の展望等を考慮し、必要に応じ検討している。
	Ⓒ	現状維持
	—	評価対象外
	文章評価	・定期的に検討されていない。
第32条 危機管理		
<p>1 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう、市長等と協力し危機管理体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時に議会としての機能発揮を行うための備えができているか？議会の共通認識となっているか？ ・状況に応じた行動の計画が定められているか？ ・地域の復旧・復興に関する政策提言機能の発揮も見据えられているか？ 	A	防災訓練等により要綱等の見直しを実施した。
	Ⓒ	防災訓練を議会として実施している。
	C	防災訓練を議会として実施していない。
	—	評価対象外
	文章評価	

第33条 検証及び見直し

<p>1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証するとともに、評価を行い、必要があると認めるときは、見直しを行うよう努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年ごとに検証について、その意義が議会の共通認識となっているか? ・2年ごとに検証を行うための仕組みや制度が用意されているか?実際に行われているか? ・2年ごとに検証が行われた結果、検証によって明らかになった課題が見直しも含めて改善に活用されているか? 	A	Bに加え、評価の更なる充実を実施した。
	B	Cに加え、適正な評価について検討している。
	C	検証及び見直しを実施している。
	—	評価対象外
	文章評価	・チェックシートの評価内容を見直した。
<p>2 議会は、前項の規定に基づき、この条例が社会情勢及び市民からの意見等を十分に配慮した結果、制度等の改善が必要と判断した場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年ごとの検証結果を踏まえ、制度等の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適切な対応が必要であることが議会の共通認識となっているか? ・条例の改正を含めた適切な対応のための仕組みや制度が用意されているか? ・任期を跨ぐ場合の課題送りのための仕組みや制度的な枠組みがあるか? 	A	制度等の改善について検討した結果を条例の改正に反映させた。
	B	制度等の改善について検討している。
	C	現時点で制度等の改善は、必要がない。
	—	評価対象外
	文章評価	・検討する仕組みや制度はある。

第34条 三沢市議会改革推進会議の設置			
<p>1 議会は、前条の規定による検証等を行うとともに、議会改革を継続的に推進するため、議員で構成する三沢市議会改革推進会議を設置するものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三沢市議会改革推進会議を設置する意義が議会の共通認識になっているか？ ・三沢市議会改革推進会議の設置目的を達成するための仕組みや制度が用意されているか？ ・三沢市議会改革推進会議は、目的達成のために活動しているか？ ・三沢市議会改革推進会議設置の成果は出ているか？ 	A	Bに加え、更なる議会改革について実施した。	
	B	Cに加え、更なる議会改革について検討している。	
	C	現状の活動で十分である。	
	—	評価対象外	
	文章評価	・推進会議における実施項目の検証作業内容の見直しと実施。	
第35条 第三者評価			
<p>1 議会は、議員定数及び議員報酬その他議会に関する活動に関して、第三者評価を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(確認すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び議員報酬その他議会に関する活動に関し、第三者評価の実施に努めなければならないことが議会の共通認識になっているか？ ・第三者評価の実施に関する仕組みや制度が用意されているか？また、第三者評価が実施された場合、その結果を改善に活用するための仕組みや制度が用意されているか？ ・第三者評価が実施されているか？ ・第三者評価の結果が改善に活用されているか？市民との関係は良好か？ 	A	Bに加え、意見を議会運営に反映させた。	
	B	Cに加え、その意見を検討している。	
	C	第三者評価を実施した。	
	—	評価対象外	
	文章評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を実施する事例がない。 ・実施していない。 ・第三者評価が必要であると認識しているが実施されていない。 	
三沢市議会基本条例の見直しについて		①条項号	②条文案
①条項号…見直し必要がある条項号を記載 ②条文案…見直しをした後の条文案を記載 ③理由…見直し必要がある理由を記載			
		③理由	